

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則

平成十八年三月三十一日

奈良県規則第七十三号

〔障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定等に関する規則〕をここに公布する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則

(平一八規則二七・平二四規則五四・平二五規則一二八・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者(以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。)の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一八規則二七・平二四規則五四・平二五規則一二八・一部改正)

(指定の申請)

第二条 法第三十六条第一項、第三十八条第一項又は第五十一条の十九第一項の規定による申請は、指定申請書(第一号様式)により行うものとする。

(平一八規則二七・平二四規則五四・一部改正)

(指定の変更の申請)

第三条 法第三十七条第一項又は第三十九条第一項による指定の変更の申請は、指定変更申請書(第一号様式の二)により行うものとする。

(平一八規則二七・追加)

(変更の届出等)

第四条 法第四十六条第一項又は第五十一条の二十五第一項の規定による届出は、変更に係るものにあつては変更届出書(第二号様式)により、事業の再開に係るものにあつては再開

届出書(第二号様式の二)により、それぞれ行うものとする。

2 法第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項の規定による届出は、廃止・休止届出書(第三号様式)により行うものとする。

3 法第四十六条第三項の規定による届出は、変更届出書(第二号様式)により行うものとする。

(平一八規則二七・旧第三条繰下・一部改正、平二四規則五四・一部改正)

(指定の辞退)

第五条 法第四十七条の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書(第四号様式)により行うものとする。

(平一八規則二七・追加)

(公示)

第六条 法第五十一条又は第五十一条の三十第一項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 指定障害者福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者又は指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地

二 指定に係る事業所又は施設の名称及び所在地

三 障害福祉サービスの種類又は障害者支援施設若しくは一般相談支援事業者の別

四 指定、変更、事業の廃止、指定の辞退又は指定の取消しの年月日

(平一八規則二七・旧第四条繰下・一部改正、平二四規則五四・一部改正)

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関し必要な事項は、知事が定める。

(平一八規則二七・旧第五条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

受付番号

指定障害福祉サービス事業者
 指定障害者支援施設
 指定一般相談支援事業者

指定申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地
 申請者 名称
 (設置者) 代表者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者に係る指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所(施設)所在地市町村番号

申請者(設置者)	フリガナ						
	名称						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 <input type="text"/> ー <input type="text"/>) 県 <input type="text"/> 郡・市 <input type="text"/>					
	法人である場合その種別					法人所轄庁	
	連絡先電話番号					FAX番号	
	代表者の職・氏名	職名	<input type="text"/>		フリガナ	氏名 <input type="text"/>	
指定を受けようとする事業所・施設の種別	代表者の住所	(郵便番号 <input type="text"/> ー <input type="text"/>) 県 <input type="text"/> 郡・市 <input type="text"/>					
	フリガナ						
	名称						
	事業所(施設)の所在地	(郵便番号 <input type="text"/> ー <input type="text"/>) 県 <input type="text"/> 郡・市 <input type="text"/>					
	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定申請をする事業等の事業開始予定年月日	様式	実施事業	他の法律において既に指定を受けている事業等の指定年月日	備考
	指定障害福祉サービス						
指定障害者支援施設							
指定一般相談支援事業所(地域移行支援)							
指定一般相談支援事業所(地域定着支援)							
事業所番号	同一の法律において既に指定を受けている場合						
(事業所名)					(番号)		

- 備考1 「受付番号」、「事業所(施設)所在地市町村番号」及び「受付」欄には記載しないでください。
- 2 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記載してください。
- 3 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載し、該当する欄には「○」を記載してください。
- 5 「事業所番号」欄には、本県において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合にその事業所番号を記載してください。欄に書ききれない場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

受 付

第1号様式の2(第3条関係)

受付番号

指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設 指定変更申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地
申請者 名称
(設置者) 代表者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設に係る指定の変更を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所(施設)所在地市町村番号

申請者	フリガナ						
	名称						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 <input type="text"/> ー <input type="text"/>) 県 <input type="text"/> 郡・市 <input type="text"/>					
	法人である場合その種別					法人所轄庁	
	連絡先電話番号					FAX番号	
	代表者の職・氏名	職名				フリガナ氏名	
	代表者の住所	(郵便番号 <input type="text"/> ー <input type="text"/>) 県 <input type="text"/> 郡・市 <input type="text"/>					
変更を受けようとする事業所・施設の種類の	フリガナ						
	名称						
	事業所(施設)の所在地	(郵便番号 <input type="text"/> ー <input type="text"/>) 県 <input type="text"/> 郡・市 <input type="text"/>					
	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	変更申請をする事業等の事業開始予定年月日	様式	実施事業	他の法律において既に指定を受けている事業等の指定年月日	備考
	指定障害福祉サービス						
		指定障害者支援施設					
事業所番号 (事業所名)	同一の法律において既に指定を受けている場合 (番号)						

- 備考1 「受付番号」、「事業所(施設)所在地市町村番号」及び「受付」欄には記載しないでください。
- 2 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記載してください。
- 3 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載し、該当する欄には「○」を記載してください。
- 5 「事業所番号」欄には、本県において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合にその事業所番号を記載してください。欄に書ききれない場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

受 付

第2号様式(第4条関係)

指定障害福祉サービス事業者
 指定障害者支援施設 変更届出書
 指定一般相談支援事業者

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地
 事業者名称
 (設置者) 代表者

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した事業所		事業所番号
		名称
		所在地
		サービスの種類
変更した事項		変更の内容
1	事業所又は施設の名称	(変更前)
2	事業所の所在地又は施設の設置の場所	
3	事業者(設置者)の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名及び住所	
6	定款・寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)	
7	事業所又は施設の平面図及び設備の概要	(変更後)
8	事業所又は施設の管理者の氏名及び住所	
9	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所	
10	事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所	
11	主たる対象者	
12	運営規程	
13	介護給付費等の請求に関する事項	
14	事業所の種別(併設型・空床型の別)	
15	併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員	
16	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	
17	障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要	
18	申請に係る事業の開始予定年月日	
19	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要	
20	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要	
21	その他()	
変更年月日		年 月 日

- 備考1 「変更した事項」欄については、該当する項目番号に○を付してください。
 2 「受付」欄には、何も記載しないでください。
 3 変更内容が分かる書類を添付してください。
 4 変更の日から10日以内に届け出てください。

受 付

第2号様式の2(第4条関係)

指定障害福祉サービス事業者
指定一般相談支援事業者

再開届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地
事業者 名 称
代表者

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	事業者番号	
再開した事業所	名 称	
	所 在 地	
再開年月日	年 月 日	

備考1 「受付」欄には、何も記載しないでください。

2 この届出に係る当該事業の従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

3 再開の日から10日以内に届け出てください。

受 付

第3号様式(第4条関係)

指定障害福祉サービス事業者
指定一般相談支援事業者

廃止・休止届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地
事業者 名称
代表者

次のとおり事業を廃止し、又は休止しますので届け出ます。

廃止又は休止をする事業所	事業者番号	
	名称	
	所在地	
廃止又は休止の別	廃止・休止	
廃止又は休止をする年月日	年 月 日	
廃止又は休止をする理由		
現に指定障害福祉サービスを受けていた者に対する措置		
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日	

- 備考1 「廃止又は休止の別」欄には、今回届出をするものについて、該当するものに○を付してください。
2 「受付」欄には、何も記載しないでください。
3 廃止又は休止の日の1月前までに届け出てください。

受 付

--

第4号様式(第5条関係)

指定障害者支援施設指定辞退届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地
設 置 者 名 称
代表者

次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

	事業所番号	
指定を辞退する施設	名 称	
	所 在 地	
指 定 を 受 け た 年 月 日		年 月 日
指 定 を 辞 退 す る 年 月 日		年 月 日
指 定 を 辞 退 す る 理 由		
現に施設に入所している者に対する措置		

備考 指定を辞退する日の3月前までに届け出てください。

受 付

附 則(平成一八年規則第二七号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)附則第二十四条に規定する指定の手續その他の行為は、この規則の施行の日前においても、この規則の例により行うものとする。
(知的障害者福祉法に基づく指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則の廃止)
- 3 知的障害者福祉法に基づく指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則(平成十四年九月奈良県規則第二十一号)は、廃止する。

附 則(平成二〇年規則第二三号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則(平成二四年規則第五四号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定等に関する規則の規定により現に提出されている申請書及び届出書は、この規則による改正後の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則(平成二五年規則第一二八号)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(令和三年規則第六四号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

(平18規則27・全改、平20規則23・平24規則54・平25規則128・令3規則64・一部改正)

第1号様式の2(第3条関係)

(平18規則27・追加、平20規則23・平24規則54・平25規則128・令3規則64・一部改正)

第2号様式(第4条関係)

(平18規則27・全改、平24規則54・令3規則64・一部改正)

第2号様式の2(第4条関係)

(平24規則54・追加、令3規則64・一部改正)

第3号様式(第4条関係)

(平18規則27・平24規則54・令3規則64・一部改正)

第4号様式(第5条関係)

(平18規則27・追加、令3規則64・一部改正)